

青森県立高等学校魅力づくり検討会議三八地区部会（第4回）

日時：令和6年11月20日（水）

14:00～16:30

場所：八戸総合卸センター 会議室2

<出席者>

三八地区部会委員

米内山 裕 地区部会長、齋藤 信哉 地区部会副会長、五十嵐 淳 委員
伊崎 己治 委員、久保 隆明 委員、佐藤 努 委員、富岡 朋尚 委員、
中野 正信 委員、畑井 和人 委員

1 開会

2 意見交換

第1 魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方

事務局から資料1の全体構成と資料1「第1 魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方」について説明した。

委員から次のような意見があった。

- 1ページの「1 高等学校教育を取り巻く現状」の1つ目の○に、「将来の予測が困難な時代」とあるが、AI・テクノロジーの進歩など、見えている部分については強調して記載することが望ましい。また、「将来の予測が困難な時代」に対応するため、県としてどのような人財の育成を目指し、どのような高等学校教育を展開するのか、「1 高等学校教育を取り巻く現状」の中でも端的に記載しておくことが望ましい。
 - 2ページの「2 『魅力ある高等学校づくり』の視点」の2つ目の○に、「教職員がゆとりを持って、生き生きと日々の教育活動に取り組むことができるよう配慮が必要」とあるが、そのためには、単純に仕事量を減らすということではなく、可能な限り教職員の増配置により対応することが望ましい。
 - 2ページの「3 高等学校教育の方向性」の「(2) これからの時代に求められる人財の育成」に、「イノベーションを創出する志や創造性を持った社会を牽引できる人財」とあるが、「第2 学校・学科の充実の方向性」の中で、このような人財の育成に対応した方向性が記載されていないのではないか。
- （事務局）「第2 学校・学科の充実の方向性」の各項目に記載の魅力づくりを進めていくことにより、「イノベーションを創出する志や創造性を持

った社会を牽引できる人財」の育成が図られていくものと認識している。

また、これまでの会議では、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）及びワールド・ワイド・ラーニング（WWL）等を発展させた取組や、スクール・ミッションにおいて、特定の高校にイノベーター育成の役割を与えることを通じてイノベーターの育成につなげていくことについて、委員から意見が出されていた。

第2 学校・学科の充実の方向性

事務局から資料1「第2 学校・学科の充実の方向性」の「1 これからの時代に求められる高等学校の魅力づくり」について説明した。

委員から次のような意見があった。

- 高等学校が義務教育ではないことや、限られた財源の中で県や地域に貢献できる人財を育成する必要があることを踏まえると、4ページの四角囲みの1つ目の○の「誰一人取り残さないきめ細かな教育」の必要性に疑問がある。
- 「誰一人取り残さないきめ細かな教育」については、入学した生徒を卒業するまで面倒を見たいという教員の思いが反映された表現ではないか。
- 教員の思いを否定するものではないが、県立高等学校としては、一人でも多くの生徒を県や地域に貢献できる人財に育てる必要があるため、セーフティネットの部分と人財育成の部分は分けて考える必要がある。
- 5ページの「③ 特別な支援を必要とする生徒への教育の充実」の4つ目の○に「通級による指導の実施校の拡充」とあるが、拡充に当たっては、人員の確保や専門性を持った教員の配置が重要である。

事務局から資料1「第2 学校・学科の充実の方向性」の「2 これからの時代に求められる力を育む学科等の魅力づくり」について説明した。

委員から次のような意見があった。

- 8ページからの「2 これからの時代に求められる力を育む学科等の魅力づくり」に記載された各学科等は、少子化が進行する中であっても全て維持する方向性なのか。
- （事務局）これまでの検討会議において、8ページの四角囲みの2つ目の○にあるとおり、各学科等については、改編も視野に入れながら在り方を検討していくといった意見が出されたもの。各学科の方向性等、具体的な対応については、検討結果報告後、県教育委員会で整理していく。

- 8ページの四角囲みの3つ目の○に、「本県産業の方向性を踏まえた地域・企業等との連携等が必要」とあるが、本県高校生の県内就職率が全国と比べて低い状況にあることを踏まえ、地域・企業等との連携を更に充実させる必要がある。
- 企業関係者と接する機会を通じて、大学卒業後には青森県で就職したいと考えるようになった生徒もいる。

- 8ページからの「2 これからの時代に求められる力を育む学科等の魅力づくり」では、「人財」と「人材」の両表記が用いられているが、どのような使い分けなのか。
 - (事務局) 県の施策として育成に取り組んでいくものについては、特に「人財」と表記している。

- 10ページの「ウ 商業科」について、将来的には社会の変化に対応した教育内容の変容が必要になると考えられるが、商業科における今後の教育内容について、中間まとめに記載されていないもので具体的な意見はあったか。
 - (事務局) 中間まとめに記載されているもの以外で具体的な意見はなかったと認識している。

- 12ページの「③ 総合学科」について、普通科との違いは。
 - (事務局) 総合学科については、普通科等及び職業教育を主とする専門学科に並ぶ選択肢として設置された経緯があり、普通教科と専門教科の科目を幅広く開設しているという特色がある。1年次で学習する「産業社会と人間」を通して、自分の生き方・在り方を考えた上で、2年次以降、興味・関心に応じて科目を選択することができる。

- 12ページの「(2) 定時制課程・通信制課程」の1つ目の○に、「青少年に高等学校教育を受ける機会を提供する制度」とあるが、どの世代が「青少年」に当たるのか。
 - (事務局) 文部科学省によると、「法令上の定義はないが、一般的には我が国の将来を担う若い世代で、人間形成の途上にある人たちを指す」とのことであり、「おおむね30歳未満の者」が対象となることのこと。

- リスキリングが広がるなどキャリア形成の在り方が変わってきていることから、定時制課程・通信制課程の在り方も変わっていくのではないか。

- 12ページの「(2) 定時制課程・通信制課程」について、全日制課程から転入・編入する生徒の受け皿となっていることを踏まえると、定時制課程・通信制課程の教育環境の充実も重要であるが、全日制課程の魅力を

高めるなど、入学後のミスマッチが生じないような取組を行い、生徒がせっかく入学したのだからここで頑張ろうと思える学校づくりを進める必要がある。

- 生徒が退学しなくて済む仕組みづくりが必要。そのためには、ICTの活用により、自宅から授業に参加できるようにした上で、対面授業に劣らない教育効果が得られるようにすることが重要。
- 普通教科については遠隔授業を行うことも可能と考えるが、工業等の実習が伴う科目にはそぐわないといった課題がある。
- 遠隔授業により不登校生徒等に単位認定を行うことについては、国でも柔軟に対応する方向性を打ち出しているところだが、実際に遠隔授業を実施するに当たっては、出席日数のカウントや単位認定の方法等について、あらかじめ整理しておく必要がある。
- 対面授業を行いながらオンラインで他校に配信する場合、配信する教員が1名では対応することが困難であるため、遠隔授業の導入に当たっては、ICTの専門家を交えながら実施方法等を検討する必要がある。
- オンライン教育が充実していく中においては、学校に通って授業を受けることの意義を再確認する必要がある。

事務局から資料1「第2 学校・学科の充実の方向性」の「3 学校・学科の魅力づくりに向けた教育制度」について説明した。

委員から次のような意見があった。

- 13ページの「(2) 全日制普通科単位制」について、よい教育制度ではあるが、生徒が授業の時間にしか学校に来なくなるという課題がある。実業高校へ導入する場合、実習の時間は固定するなどの工夫が考えられる。
- 14ページの「(3) 総合選択制」の2つ目の○に、「多様な選択科目を設定する」とあるが、他県の総合高校では、多様な選択科目を設定するために100人程度の教員を配置している事例がある。単位制や総合選択制の導入により、多様な選択科目を設定する場合には、教員の働き方改革の観点から、教員数の確保が必要である。
- 充実した教育環境の整備に当たっては、教員数の確保と教員の質の向上が不可欠であるため、検討結果報告書には、このことについて明記してほ

しい。また、教員の配置やICTの活用による教育活動の充実に当たっては、経費負担を伴うため、予算の確保についても明記することが望ましい。
→（事務局）予算の確保と人財確保については、全体に関わるため、4ページの四角囲みの3つ目の○に、「人的・予算的な対応が必要」と記載している。

○ 各県立学校において、必要に応じて、設備、予算、人的資源等を共有化するための仕組みはあるか。

→（事務局）県教育委員会では、教育活動をサポートしてくれる企業等をリスト化しており、各校の探究活動やSTEAM教育の中で活用されているほか、各校における学校間連携の取組に利用できる事業があり、希望し認められた学校に予算措置を行っている。また、各校の実情に応じて美術、書道等の教員に兼務発令し、複数校で授業を行っているほか、必要に応じて特別非常勤講師という形で外部人材が授業を行うことができるようにしている。

第3 学校配置の方向性

事務局から資料1「第3 学校配置の方向性」について説明した。

委員から次のような意見があった。

○ 17ページの「③ 小規模校の配置」の5つ目の○に、「新たな視点による基準について検討する」とあるが、三戸高校などの特に規模が小さい学校への影響が大きいため、具体的な基準については早い段階で検討し、決定・公表することが望ましい。

○ 募集停止等の基準について、学校が地域にとって欠かせない存在となっていることを踏まえ、当該校がコミュニティ・スクールとなっている場合においては、学校運営協議会における協議内容等を尊重した運用とすることが望ましい。

○ 18ページの「(1) 再編の方法等」の1つ目の○に「キャンパス制の導入」とあるが、キャンパス制とは大学のようなイメージでよいか。

→（事務局）明確な定義はないが、他県では、大学のように学ぶ施設が複数箇所あるような運用を行っている事例もあるほか、本県で以前実施していた校舎制（校舎はそれぞれ独立しているが校長は1名）のような方式もある。

○ 少人数の方が学習効果は高いと考えられるため、教員数が確保できるのであれば少人数学級編制を行うことが望ましい。

- 少人数学級編制を行う場合、現行の法律では、教員数の減少は避けられないが、少人数学級編制の学習効果は高く、本県の少子化が急速に進行していることを踏まえると、少人数学級編制を行っても1学級40人分の教員数が確保されるよう国へ要望する必要がある。

第4 地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり

事務局から資料1「第4 地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり」について説明した。

- 県が「予算の何%は公教育に使用する」などの意思表示を行うことにより、県民が教育について意識するようになるのではないか。

3 閉会